

# 研究委員会規程

昭和 56 年 3 月 25 日 制定

平成 27 年 2 月 27 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、研究委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

## (組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 20 名以内とし、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 研究委員会担当理事
- (2) 第 7 条に定める研究専門委員会（以下、「専門委員会」という。）の委員長
- (3) 受託研究委員会委員長
- (4) 研究特別委員会委員長
- (5) 第 3 条に定める委員長が指名する委員

## (委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、研究委員会担当理事が当たる。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

## (任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

## (職務)

第 5 条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 総合的な調査研究方針の策定
- (2) 調査研究計画に関する企画
- (3) 調査研究活動の調整
- (4) 上記事項に関する企画調整会議への報告
- (5) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度召集し、運営に当たる。

(専門委員会の設置)

第7条 委員会の下部組織として、調査研究やテーマ毎に専門委員会を設置する。

2. 専門委員会の詳細については、別途「専門委員会の設置等に関する内規」に定める。

(運営小委員会の設置)

第8条 委員会を機能的に運営するために、運営小委員会を設置する。運営小委員会の組織、職務については、別途「運営小委員会申し合わせ事項」に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、昭和56年3月25日から施行する。
2. この規程の改正は、平成30年6月23日から施行する。